

令和8年度 小美玉市国際交流協会総会

日時：令和8年4月22日（水）10:00～

場所：小美玉市役所 2階 第2・3会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

報告第1号 令和7年度事業報告

認定第1号 令和7年度収入支出決算報告

令和7年度監査報告

議案第1号 令和8年度事業計画（案）

議案第2号 令和8年度収入支出予算（案）

議案第3号 役員改選（案）

4. 閉 会

令和7年度事業報告

1. 会議の開催

○ 総 会

日 時

令和7年4月15日(火)

協議事項

令和6年度事業報告、収入支出決算承認について

令和7年度事業計画、収入支出予算(案)について

2. 事業の実施

(1) 青少年姉妹都市交流事業の実施

期 日：令和7年7月16日(水)～令和7年7月30日(水)

内 容：姉妹都市のアメリカ合衆国カンザス州アビリン市からのホームステイ受入

受入人数：大人6名、学生8名 計14名

受入世帯：18世帯

(2) 友好交流都市事業の実施

友好交流都市の台湾新北市淡水区を含む台湾との交流事業

①教育事業

- ・淡水国民中学と小川北義務教育学校の生徒の交流を実施

期 日：令和7年4月22日(火)

内 容：生徒同士による交流

- ・淡水国民中学と玉里学園義務教育学校のオンライン交流の実施

期 日：令和7年12月15日(月)

- ・淡水国民中学と市内4校の教育交流に関する協定書の締結

期 日：令和8年1月29日(木)

場 所：淡水国民中学

対 象 校：小川南中学校、美野里中学校、玉里学園義務教育学校、
小川北義務教育学校

②観光交流事業

- ・空の日イベントにおける台湾PRブースの設置

期 日：令和7年9月21日(日)

場 所：茨城空港ロビー

内 容：新北市及び淡水区のPRブースを設置。

それぞれから資料を送付してもらい、小美玉市役所職員が設置。

- ・「新北市観光産業展集会」における小美玉市観光PRブースの設置

日 程：令和7年10月18日(土)、19日(日)

場 所：台湾新北市

内 容：新北市のイベントに小美玉市の観光PRブースを設置

※小美玉市から資料を送付し、新北市職員が設置。

③地域活性化起業人制度の活用

- ・概要：民間企業の社員を一定期間受け入れ、自治体が取り組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら自治体業務に従事することで、地域活性化を図る取り組み

派遣会社：(株)臺灣新聞社

派遣者：謝 好潔

派遣期間：令和7年11月1日～令和10年10月31日（3年間）

主な業務：締結都市との交流事業に関する通訳、翻訳
締結都市との交流事業に関する視察業務の調整及びアテンド業務
締結都市との情報交換や連絡窓口業務
SNS等を活用した台湾などの海外に向けた小美玉市の情報発信
小美玉市在住外国人の相談に関する業務

- ・地域活性化起業人と市内教育機関の交流

機関名：ルンビニー学園幼稚園

期日：令和7年12月11日（木）

機関名：玉里学園義務教育学校国際交流クラブ

期日：令和8年1月19日（月）

④その他交流事業

- ・台湾国際美食創新交流協会日本分会創設大会への参加

期日：令和7年5月11日（日）

場所：アルカディア市ヶ谷 私学会館

- ・日本と台湾の交流促進講演会の実施

期日：令和7年9月29日（月）

講師：邱 矜楡（台北駐日経済文化代表処）

場所：美野里中学校

（3）市制施行20周年記念事業

①台湾友好交流訪問団派遣の実施

期日：令和8年1月27日（火）～令和8年1月29日（木）

目的：市民が台湾交流に取り組むための研修機会を創出し、市内における交流活性化の寄与を目的に実施。

派遣数：20名

②小美玉市市制施行20周年式典の招待

期日：令和8年3月22日（日）

招待者：アメリカ合衆国アビリン市 姉妹都市委員会 13名
台湾新北市 観光旅遊局 2名

(4) 多文化共生部会事業

①スポーツイベント

期 日：令和7年12月14日（日）
場 所：タスパジャパンミートパーク
内 容：市内に在住している外国人とバドミントンを通じた交流
参加者数：30名

②視察研修

期 日：令和8年3月1日（日）
場 所：宇都宮市国際交流協会
内 容：宇都宮市国際交流協会主催による、国際交流イベントへの参加
参加者数：18名

(5) 「国際交流ひろば」

期 日：令和7年11月9日（日）
場 所：四季文化館みの～れ
内 容：市民と市内外在住の外国人との交流
参加者数：約250人

(6) 広報部会事業

国際交流通信24号の発行
内 容：姉妹都市や友好交流都市、多文化共生のイベントに関する情報等の発信
発行日：令和8年2月26日（木）

3. 国際交流活動団体への助成

市内在住の外国人の生活支援、通訳ボランティアや日本語ボランティアの育成活動に対する助成を行った。

令和7年度：3団体

- ・語学ボランティア「野いばらの会」
- ・ボランティア日本語教室「サバイディ」
- ・日本語教室「手と手の会」

4. 国際交流人材リスト登録促進

国際交流に関わる人材の確保及び育成、ホームページやイベント等を活用した市民への呼びかけを実施。

※3月31日現在の登録者数：38名

認定第1号

令和7年度収入支出決算報告

1. 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	説明
1 会費	258,000	172,000	△ 86,000	2,000円×86名
2 賛助会費	10,000	0	△ 10,000	
3 補助金	6,432,000	5,132,000	△ 1,300,000	市補助金
4 負担金	2,418,180	1,508,520	△ 909,660	台湾友好交流訪問団参加者負担金 72,000円×20名 姉妹都市訪問団受入参加者負担金 68,520
5 寄付金	0	0	0	
7 繰越金	410,400	410,400	0	令和7年度繰越金
8 参加費	37,500	29,000	△ 8,500	国際交流協会視察研修参加費 1,000円×7人 多文化共生部会事業参加費 1,100円×20人
9 雑収入	3	8,358	8,355	預金利子
合計	9,566,083	7,260,278	△ 2,305,805	

2. 支出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	増減	説明
1 事務費	100,000	105,188	5,188	文書発送代・事務用品代 105,188
2 会議費	10,000	8,320	△ 1,680	総会お茶代 8,320
3 事業費	9,312,120	6,452,960	△ 2,859,160	姉妹都市交流事業 980,225 台湾友好交流事業 520,370 交流事業翻訳費、通訳費 68,816 合併20周年事業 4,641,218 多文化共生部会 46,627 国際交流ひろば 123,661 研修費 11,033 広報費 61,010
4 補助金	120,000	120,000	0	語学ボランティア 「野いばらの会」 30,000 ボランティア日本語教室 「サバイディ」 50,000 日本語教室 「手と手の会」 40,000
5 予備費	23,963	0	△ 23,963	
合計	9,566,083	6,686,468	△ 2,879,615	

収入合計 7,260,278
 支出合計 6,686,468
 573,810 (翌年度へ繰越)

令和8年4月22日

小美玉市 国際交流協会
 会長 島田 幸三

監 査 報 告

令和8年4月14日小美玉市役所において、令和7年度における小美玉市国際交流協会の収入、支出決算について関係帳簿並びに証憑書類等を詳細に監査したところ、決算書の通り相違なく適正に処理されていたことを認めます。

小美玉市国際交流協会

監事

名和 智

若松 友一

鈴木 義一

小美玉市国際交流協会

会 長 島田 幸三 様

議案第 1 号

令和 8 年度事業計画（案）

1. 事業の実施

(1) 淡水国民中学交流事業

友好交流都市の台湾新北市淡水区との交流を深め、さらに生徒同士の交流の機会を設け、相互の学びに繋げる。

①淡水国民中学と市内中学校の交流及びホームステイ受入事業

日 程：令和 8 年 5 月 21 日（木）～5 月 22 日（金）

対 象 校：美野里中学校、小川南中学校

交流内容：授業、部活動、給食における交流

※ホームステイは市内のボランティア協力により実施（10 世帯）

②淡水国民中学と小美玉市内中学とのオンライン交流

淡水国民中学と小美玉市の中学生同士による英語を介してのオンライン交流

③市内の幼稚園及び保育園、小中学校との教育交流の実施

(2) 姉妹都市訪問団の派遣

日 程：令和 8 年 7 月 22 日（水）～令和 8 年 8 月 5 日（水）

目 的：異文化に触れ、国際化・多文化共生に関心をもってもらうとともに、多様な視点からの考えを受入れる機会をつくるため。

(3) 「国際交流ひろば」

日 程：令和 8 年 11 月 22 日（日）

場 所：四季文化館みの～れ

内 容：市民と市内外在住の外国人との交流

(4) 多文化共生部会事業

市民と市内在住の外国人向けの国際交流イベントや、日本語ボランティアなどの人材の育成事業を実施する。

また、多文化共生に関する意識啓発事業を行い、相互理解の促進を図る。

(5) 広報部会事業

国際交流協会の活動紹介のほかに市内で活躍する外国人をはじめ、外国人と関わる団体や人などを特集として広報紙を発行する。全戸配布で幅広く周知することにより、国際化への理解や多文化共生社会の実現を目指す。

2. 国際交流活動団体への助成
市内在住の外国人の生活支援、通訳ボランティアや日本語ボランティアの育成活動に対する助成を行う。
令和8年度：3団体予定
 - ・ボランティア日本語教室「サバイディ」
 - ・語学ボランティア「野いばらの会」
 - ・日本語教室「手と手の会」
3. 研修の実施
他市町村の先進事例等を学び、本会の事業や交流活動に活かす。
4. 情報、資料の収集、提供
 - ①協会広報紙「国際交流通信」やホームページにて、国際交流活動の紹介を行う。
 - ②市民協働課のFacebookやInstagramで活動内容やイベント内容、外国人向けに小美玉市の魅力を発信する。
5. 国際交流に関わる人材の募集及び育成
多言語化、多文化化が進む現在、多文化共生を進めるために国籍を問わず広く人材を集めるため、国際交流人材リストの登録制度を活用する。
また、活動団体等と連携を強化し、事業推進につなげる。
6. 外国人との共生に関する連絡会議の実施
外国人住民を取り巻く現状や課題を改めて整理するとともに、関係各課と連携しながら今後の取組を検討する。また、関係各課との会議を踏まえ、外国人向けの生活ガイドブックを作成する。
7. 外国人相談窓口の一元化
外国人相談窓口の一元化をより一層推進し、外国人住民からの多様な相談に迅速かつ的確に対応する。
8. その他国際交流に関する事業
協会の目的に沿う事業のサポートを行う。

議案第2号

令和8年度収入支出予算（案）

1. 収入の部

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1 会費	272,000	258,000	14,000	2,000円×136名
2 賛助会費	0	10,000	△ 10,000	
3 補助金	4,024,000	6,432,000	△ 2,408,000	市補助金
4 負担金	800,000	2,418,180	△ 1,618,180	姉妹都市派遣参加者負担金 800,000
5 寄付金	0	0	0	
6 繰越金	573,810	410,400	163,410	前年度繰越金
7 参加費	37,500	37,500	0	視察研修1,000円×15名 15,000 多文化共生部会事業 1,000円×15名、500円×15名 22,500
8 雑収入	5,000	3	4,997	預金利子等
合計	5,712,310	9,566,083	△ 3,853,773	

2. 支出の部

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減	説明
1 事務費	100,000	100,000	0	文書発送費
2 会議費	10,000	10,000	0	会議お茶等
3 事業費	5,408,900	9,312,120	△ 3,903,220	姉妹都市交流事業 3,003,900 台湾友好交流事業 1,705,000 多文化共生部会 350,000 国際交流ひろば 150,000 研修費 50,000 広報費 150,000
4 補助金	120,000	120,000	0	語学ボランティア「野いばらの会」 30,000 日本語教室ボランティア「サバイディ」 50,000 日本語教室「手と手の会」 40,000
5 予備費	73,410	23,963	49,447	
合計	5,712,310	9,566,083	△ 3,853,773	

各項目間の流用を認める
令和8年4月22日

小美玉市国際交流協会
会長 島田 幸三

役員改選（案）

4月22日現在

N0	役職名	役員（R8・R9）	
1	会 長	島田 幸三	小美玉市長
2	副会長	石井 旭	小美玉市議会議長
3	副会長	岩本 好夫	小美玉市商工会会長
4	副会長	額賀 茂樹	小美玉市観光協会会長
5	副会長	田口 実	小美玉市企業連絡協議会会長
6	副会長	池田 雅史	美野里ライオンズクラブ会長
7	副会長	長島 雅之	常陸小川ライオンズクラブ会長
8	理 事	深谷 一広	小美玉副市長
9	理 事	内田 収	小美玉市農業委員会会長
10	理 事	木村 利夫	小美玉市区長会
11	理 事	助川 千恵子	小美玉市女性会連絡協議会長
12	理 事	幡谷 文雄	小美玉市商工会副会長
13	理 事	榎本 孝英	小美玉市企業連絡会副会長
14	理 事	羽鳥 文雄	小美玉市教育委員会教育長
15	理 事	谷仲 和雄	小美玉市議会副議長
16	理 事	高木 克己	美野里中学校校長
17	理 事	荘司 宏征	小川南中学校校長
18	理 事	石崎 重臣	小川北義務教育学校校長
19	理 事	井元 潤一	玉里義務教育学校校長
20	理 事	江原 忠宏	県立中央高等学校校長
21	理 事	野村 英貴	美野里中学校PTA会長
22	理 事	岸 弘美	小川南中学校PTA会長
23	理 事	芝田 健二	小川北義務教育学校PTA会長
24	理 事	原田 啓司	玉里義務教育学校PTA会長
25	理 事	朝倉 実行	美野里酪農業協同組合長
26	理 事	矢口 博之	J A新ひたち野組合長
27	理 事	郡司 眞知子	日本語ボランティア「手と手の会」代表
28	理 事	外之内 登美	通訳ボランティア「野いばらの会」代表
29	理 事	大場 厚子	日本語ボランティア「サバイディ」代表
30	会 計	北村 一郎	国際交流人材リスト
31	会 計	堤 千穂	通訳ボランティア「野いばらの会」
32	監 事	名和 智	常陽銀行小川支店長
33	監 事	若松 友一	水戸信用金庫美野里支店長
34	監 事	鈴木 憲一	茨城県信用組合美野里支店長
35	事務局長	鈴木 和広	小美玉市市民生活部長
36	事務局次長	朝比奈 公俊	小美玉市教育部長

小美玉市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 本会は、小美玉市国際交流協会(以下「協会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協会は、小美玉市民を主体とした幅広い分野における国際交流を推進し、国際化への理解の促進と国際感覚の醸成を進めることにより、多文化共生社会の実現を目指すとともに、国際社会に対応した地域づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 国際交流事業の企画及び推進
- (2) 国際交流及び国際理解に関する人材の育成
- (3) 姉妹都市との交流及び親善に関すること
- (4) 姉妹都市以外の海外の都市との交流の促進
- (5) 市民主体の国際交流活動に対する支援
- (6) その他、目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、協会の趣旨に賛同する正会員、賛助会員をもって構成する。

2.正会員、賛助会員とも、個人またはその家族及び団体（法人を含む）とする。

(役 員)

第5条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 事務局長
- (5) 事務局次長
- (6) 会 計
- (7) 監 事

(役員を選任及び任期)

第6条 役員は、会員の互選により選任する。ただし、会計は、会長が選任する。

2. 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3. 役員が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期満了後であっても新たな役員が選任されるまでは、その職務を執行する。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事は、協会の運営に必要な事業を審議し、執行する。
4. 事務局長は、協会の運営に必要な事務を処理する。
5. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
6. 会計は、協会の経理を処理する。
7. 監事は、協会の経理を監査する。

(顧問)

第8条 協会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べ、また、協会の主催する事業に参加することができる。
4. 顧問の任期は、第6条第2項に定める役員任期に準ずる。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2. 総会は、会長が招集し、会議の議長は会長があたる。
3. 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の制定、改廃に関する事
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) 予算および決算に関する事
 - (4) 顧問の委嘱に関する事
 - (5) その他、協会の目的達成に必要な事業に関する事
4. 会長は、必要があると認めるときは、書面をもって意見を求め、会議の議決に代えることができる。

(役員会)

第10条 役員会は必要の都度開催し、会長が招集する

2.役員会は、協会の常例的事項、その他必要な事項を審議する。

(部会)

第11条 会長は、役員会の承認を得て、必要に応じて部会を設けることができる。

2.部会は、会長が必要と認めた者、および会員をもって構成する。

(財務)

第12条 協会の経費は、会費、賛助会費、寄付金、補助金および負担金等をもってこれにあてる。

2.会費は、個人、団体とも正会員年額2,000円、賛助会費は年額10,000円とする。ただし、会計年度の途中での入会者についても同額とする。

3.協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第13条 協会の目的を達成するための事務を行うため、事務局を設ける。

2.事務局員は協会の会員および趣旨に賛同したものの中から、会長が選任する。

3.協会の事務局を、小美玉市役所内におく。

(脱会)

第14条 協会を脱会しようとする者は、所定の様式により会長に申し出るものとする。

付 則

1 この規約は、昭和63年5月18日から施行する。

2 昭和63年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、施行の日から翌年3月31日までとする。

3 第14条は、平成9年5月2日から適用する。

4 第6条は、平成14年5月1日から適用する。

5 第1条、第2条及び第13条は平成18年6月17日から適用する。

6 第1条、第5条は、平成19年5月26日から適用する。

7 第6条、第7条は、平成20年5月22日から適用する。

8 第4条第2項は平成28年5月19日から適用する。

9 この規約は、令和2年4月27日から施行する。

10 第9条第4項は令和3年5月12日から適用する。

様式 1 (第 1 3 条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小美玉市国際交流協会長

〇〇 〇〇 様

小美玉市国際交流協会会員

〇〇 〇〇 印

脱 会 願

この度、小美玉市国際交流協会を脱会したく、本協会規約第 1 4 条の規定により、許可されるようお願いいたします。